

-独立行政法人住宅金融支援機構-

政府からの出資金を財源として設置されている金利変動準備基金について、必要額を超えて認められる額を不要財産として国庫に納付するとともに、今後も、近年の金利リスクへの対応状況等を踏まえて基金の規模を毎年度検証するよう改善させたもの

不要財産として国庫に納付すべき額(収入支出以外) 74億円

1 証券化支援事業の概要等

(1) 証券化支援事業及び金利変動準備基金の概要

独立行政法人住宅金融支援機構は、民間の金融機関(以下「金融機関」)において販売されている長期固定金利の住宅ローンの債権(以下「ローン債権」)を買い取るなどの証券化支援事業を実施しており、買い取ったローン債権を担保とした債券(以下「資産担保証券」)等を発行してローン債権買取りの原資となる資金を調達している。

証券化支援事業の対象となる住宅ローンの融資金利は、機構が決定して金融機関に提示した金利(以下「提示金利」)を勘案して決定される。一方、資産担保証券等を発行してローン債権買取りの原資となる資金を調達する際の調達金利は、提示金利の決定からおおむね2か月後の当該資産担保証券等が発行される直前に決定される。このため、提示金利の決定から調達金利の決定までの期間に金利が変動した場合には、提示金利よりも高い金利で資産担保証券等を発行することにより、機構に損失が発生するおそれ(以下「金利リスク」)がある。

そこで、機構は、提示金利の決定時及び資産担保証券等による資金の調達金利の決定時に金利スワップ取引を行うなどしており、これにより金利リスクに係る機構の損失に備えている。

一方で、急激な金利変動が生ずるなどした場合には、金利スワップ取引に関して通常想定される範囲の損失を超える異常な損失(以下「異常損失」)が機構に発生するおそれがある。そこで、機構は、運用益で異常損失を補填するための金利変動準備基金(以下「基金」)を設置しており、基金には政府出資に係る資産450億円が充てられている。そして、機構は、異常損失により各年度に計上される損失の額(以下「損失計上額」)について、基金を有価証券等で運用することにより当該各年度に得られる運用益で補填することになっている。

(注1) 各年度に計上 異常損失の額は、「独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令」等に基づき、当該異常損失が発生する基となった資産担保証券の発行時から当該資産担保証券の平均償還期間が満了するまでの期間等に対応した複数年度にわたって計上されている。

(2) 不要財産の国庫納付等

独立行政法人通則法第46条の2第1項の規定に基づき、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」)によれば、独立行政法人の利益剰余金等について、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うことなどとされており、基本方針を受けて、機構は、基金のうち、①平成21年度末時点までに既に発生した異常損失^(注2)を補填するために必要な運用益を得るための額について86億円、②将来発生する可能性のある異常損失^(注3)を補填するために必要な運用益を得るための額について258億円とそれぞれ算定した上で、これらを合わせた計344億円を基金の必要額として算定し(この算定を「前回算定」)、24年3月に、従前の基金の額450億円との差額106億円を国庫に納付している。

(注2) 既に発生した異常損失 過去に発行した資産担保証券等により今後計上されることが確定している損失計上額

(注3) 将来発生する可能性のある異常損失 今後発行する資産担保証券等により計上される可能性のある損失計上額

2 検査の結果

(1) 既に発生した異常損失

令和元年度末時点までに既に発生した異常損失についてみると、平成25年度以降に発行した資産担保証券等からは異常損失が発生していないことなどにより、22年度以降の損失計上額は、25年度をピークとして徐々に減少しており、令和元年度には、いわゆるリーマン・ショック等の影響で発生した異常損失の大部分について、資産担保証券の平均償還期間が満了して損失が計上されなくなったことなどにより1671万円と大幅に減少していた。さらに、平成24年度以前に発行した資産担保証券等から発生した異常損失による令和2年度以降の損失計上額も、資産担保証券の平均償還期間が満了することなどにより徐々に減少し、15年度には計上されなくなると認められた。

(2) 将来発生する可能性のある異常損失

機構における金利リスクへの対応状況についてみたところ、機構は、前回算定後の平成24年6月に、ローン債権買取りの原資として、当該ローン債権を担保とした資産担保証券により調達した資金ではなく、可能な限り、当該ローン債権に係る提示金利の決定と同時期に調達金利を決定した資産担保証券により調達した資金等を充てるものとみなし、これにより金利リスクを回避する方法(以下「金利リスクに係る認識の合理化」)を導入していた。

そのため、機構は、金利リスクに係る認識の合理化による資金調達額については、金利スワップ取引を行って損失を回避する必要がないことから、金利スワップ取引を行わないことにしていました。そして、24年度から令和元年度までの各年度において、ローン債権の買取額に対する金利リスクに係る認識の合理化による資金調達額の割合は、最大で83.5%、最小で11.1%となっていました。

なお、機構は、金利スワップ取引には手数料等の費用を要することを踏まえて、近年、日本銀行の施策等により金利水準が低位安定している中で、今後急激に金利が変動する可能性は低いとの認識の下、平成26年度以降は、金利リスクに係る認識の合理化による資金調達額以外の資金調達額についても金利スワップ取引を休止しており、金利リスクが高まって損失が見込まれる場合等に、金利スワップ取引の再開を検討することにしていた。

(1)及び(2)のような状況下において、基金の必要性は従前に比べて低下していると認められたことから、本院は、機構に対して基金の必要額を改めて算定するよう求めた。

これを受けて、機構は、令和元年度末時点までに既に発生した異常損失を補填するために必要な運用益を得るための額について、平成24年度以前に発行した資産担保証券等により令和3年度から14年度までの間に計上される損失計上額の平均733万円を運用利回りの推計値で除するなどして5億8372万円と算定した。また、将来発生する可能性のある異常損失を補填するために必要な運用益を得るための額については、近年の住宅ローンに対するニーズの高まりなどを踏まえてローン債権の買取額の見込額を前回算定よりも増加させる一方で、これまでの金利リスクに係る認識の合理化の実績を踏まえて、ローン債権の買取額の見込額から金利リスクに係る認識の合理化による資金調達額として想定される額を控除した上で、過去のローン債権の買取額に対する異常損失の額の割合を乗じて、運用利回りの推計値で除するなどして263億7386万円と算定した。

そして、これらの機構の算定に基づき基金の必要額についてみると、既に発生した異常損失を補填するために必要な運用益を得るための額及び将来発生する可能性のある異常損失を補填するために必要な運用益を得るための額を合計するなどした270億円となっていた。

したがって、元年度末における基金の額344億円のうち270億円との差額である74億円は、必要額を超えており、これに見合う有価証券の資産は、政府出資に係る不要財産に該当すると認められた。

このように、機構において、必要額を超えて基金に係る資産を保有していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 機構が講じた改善の処置

機構は、元年度末における基金の額344億円のうち必要額を超えていると認められる74億円について、3年9月に不要財産として国庫に納付とともに、今後も、金利リスクに係る認識の合理化による資金調達額については、金利スワップ取引を行って損失を回避する必要がないことなどを踏まえて基金の規模を毎年度検証することとする処置を講じた。